

(総則)

第 1 条 職業の技術を習得するために、神奈川県立職業技術校等に入校する者等(就業している者を除く。)に対する職業技術校等就学者奨励金(以下「奨励金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(奨励金の種類及び対象者)

第 2 条 奨励金の種類は、次の各号に掲げるものとし、交付対象者は、当該各号に定める者とする。

(1) 職業技術校入校等奨励金 市民であって次のいずれかに該当するもの

- ア 神奈川県立東部総合職業技術校の入校者
- イ 神奈川県立西部総合職業技術校の入校者
- ウ 神奈川県立産業技術短期大学の入学者
- エ 神奈川障害者職業能力開発校の入校者
- オ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部関東職業能力開発促進センターの入校者
- カ 職業訓練法人神奈川能力開発センターの入校者

(2) 職業技術校修了等奨励金 市民であって次のいずれかに該当するもの

- ア 神奈川県立東部総合職業技術校の修了者
- イ 神奈川県立西部総合職業技術校の修了者
- ウ 神奈川県立産業技術短期大学の卒業生
- エ 神奈川障害者職業能力開発校の修了者
- オ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部関東職業能力開発促進センターの修了者
- カ 職業訓練法人神奈川能力開発センターの修了者

2 神奈川障害者職業能力開発校又は職業訓練法人神奈川能力開発センター(以下「神奈川障害者職業能力開発校等」という。)に入寮し、かつ、住民票を横須賀市から異動させた者は、これらの施設に入寮している間は、横須賀市民とみなす。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は交付対象者としなす。ただし、市長が定める期日までに完納した場合は、この限りでない。

(奨励金の額及び交付時期)

第 3 条 奨励金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

(1) 職業技術校入校等奨励金

- ア 在校又は在学の期間が 1 年以内の者(イに掲げる者を除く。) 25,000 円
- イ 神奈川障害者職業能力開発校等に在校又は在学の期間が 1 年以内の者 40,000 円
- ウ 在校又は在学の期間が 2 年の者(エに掲げる者を除く。) 50,000 円
- エ 神奈川障害者職業能力開発校等に在校又は在学の期間が 2 年の者 80,000 円

(2) 職業技術校修了等奨励金

- ア 在校又は在学の期間が 1 年以内の者(イに掲げる者を除く。) 25,000 円
- イ 神奈川障害者職業能力開発校等に在校又は在学の期間が 1 年以内の者 40,000 円
- ウ 在校又は在学の期間が 2 年の者(エに掲げる者を除く。) 50,000 円
- エ 神奈川障害者職業能力開発校等に在校又は在学の期間が 2 年の者 80,000 円

2 奨励金の支給を受けようとする者は、第 2 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしてから 2 月以内に申請しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときはこの限りでない。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金を支給するものとする。

(その他の事項)

第 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。